

## 財務諸表の内容等について

- 【凡例】 基準 地方独立行政法人会計基準  
 注解 地方独立行政法人会計基準注解  
 Q&A 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解に関する Q&A  
 指針 リース取引に関する会計基準の適用指針

### 【貸借対照表】

○ 資産の部

勘定科目		内容・内訳・算出方法等
資産 の 部	固定資産	使用見込期間（耐用年数）が1年以上であり、取得金額が50万円以上であるもの。
	有形固定資産	土地、建物等の有形の固定資産。
	土地	土地は横須賀市から無償で借り受けているため、記載無。
	建物	県から出資された大学の建物価格及び期中に取得した建物（SHI 内装工事費）の減価償却後の金額を計上。
	構築物	県から無償譲渡された構築物の減価償却後の金額を計上。
	工具器具備品	県から無償譲渡された備品及び期中に取得した備品の減価償却後の金額を計上。
	図書	県から無償譲渡された図書及び期中に購入・寄附により取得した図書の金額を計上。
	美術品・収蔵品	県から無償譲渡された美術品の金額を計上（非償却資産のため、減価償却対象外）。
	リース資産	県から無償譲渡された借用物品及び期中に締結したリース契約のうち、残契約期間が1年以上かつ残存価格が300万円以上の物品がリース資産の対象となる。（指針 35）対象の資産の減価償却後の金額を計上。
	無形固定資産	取得価格が50万円以上の特許権などの長期間にわたって与えられる法的権利。
	ソフトウェア	人事給与・財務会計システムの取得価格（開発費用）及び期中に購入したソフトウェアから減価償却費を差し引いた金額を計上。無形固定資産は、減価償却費を有形固定資産のように償却費を表示するのではなく、未償却残高を表示するだけでよい。（基準 54）
流動資産		
現金及び預金	期末時点での現金及び預金の有高を計上。	
未収学生納付金収入	期末時点で債権が確定しているが未収となっている授業料及び入学金を計上。 <b>【内訳】</b> 前後期授業料 535,800円（1名） 後期授業料分納 67,900円（1名）	

	入学金	564,000円（1名）
	その他未収金	期末時点で債権が確定しているが未収となっている財産貸付料及び受託研究費等を計上。
	たな卸資産	実験に使用する試薬などの消耗品のうち貯蔵品と考えられるものを計上。金額は、その貯蔵品の直近の仕入価格に数量をかけて算出している。（最終仕入原価法）
	前渡金	商品等を購入するに際して、その相手方に代金を納入前に支払った金額を計上。

○ 負債の部

勘定科目		内容・内訳・算出方法
負債の部	固定負債	通常の業務活動によって生じないもので、1年を超えて義務の履行を果たすものをいう。（基準15・注解9）
	資産見返負債	運営費交付金や地方公共団体等からの補助金、寄附金等を財源に、その財源の目的に基づき固定資産を取得する場合に計上される負債。（基準15）
	資産見返運営費交付金等	運営費交付金、授業料等を財源として、固定資産を取得した場合、振り替える科目。資産を取得した時点で義務は果たしているが、資産の取得原価は、各事業年度に配分（費用配分の原則）し、固定負債として管理するために振り替える。（基準79） 〈例〉運営費交付金で100の固定資産を取得した場合 （借）固定資産 100 （貸）預金 100 （借）運営費交 100 （貸）資産見返運 100 付金債務 営費交付金
	資産見返寄附金	寄附金を財源に固定資産を取得した場合や固定資産の寄附を受けた場合に計上する。期中に寄附を受けた図書及び科学研究費補助金等の外部資金で取得した固定資産の金額を計上している。（Q&A26-3）
	資産見返物品受贈額	県から無償譲渡された構築物や工具器具備品の金額を計上。無償譲渡された構築物等は減価償却する必要があるが、資産見返物品受贈額という負債として計上しておき、減価償却時にこの負債を収益に振り替えることで損益均衡することができる。（Q&A15-1）
	長期リース債務	リース資産を取得した際の債務（返済義務）のうち、1年以内に返済予定のない債務を計上。（1年以内に返済予定の債務は、「短期リース債務」に計上。）（基準29）
	流動負債	通常の業務活動によって生じるもので、1年以内に義務の履行を果たすものをいう。（基準16・注解9）
	運営費交付金債務	運営費交付金の交付を受けたときに計上する科目。運営費交付金は、地方公共団体が法人に付託した業務の財源として交付されるものであり、当該業務を実施するとい

		う責務を法人が負うことになるため、負債を計上する。精算し県に返還する必要のある分が債務として残っている。
	寄附金債務	寄附金のうち、使途が特定されており、債務として残っている（使用していない）金額を計上。使途が特定されている場合は、寄附目的に従って寄附金を使用し業務を実施しなければならないため、負債として整理する。
	未払金	役務の提供を受けており、相手方に対価を支払う責務が生じているが、平成 31 年 3 月 31 日時点で支払を行っていない金額を計上。
	未払消費税等	決算時には支払っていない消費税額を計上。 消費税等の「等」には、地方消費税が含まれる。
	前受受託研究費	受託研究のうち精算払でなく、研究開始時に研究費を受け取る場合、今後契約に従った研究を実施する責務があることを明らかにするため、負債として計上。
	預り金	住民税や源泉所得税、社会保険料等の教職員の給与から控除している金額を計上する科目。預かった住民税等を納付する責務があることから、負債として計上する。
	預り科研費補助金等	科学研究費助成事業は、研究代表者に交付される金銭を、法人が機関経理するものであり、法人の収益ではなく、研究費を法人が預かって経理処理しているにすぎないため、預り金として計上する。なお、間接経費は、科研費に関して発生する事務コスト等の間接的な経費を賄うものとして、交付されるため、入金時に収益として処理する。
	短期リース債務	リース資産を取得した際の債務（返済義務）のうち、1年以内に返済予定の債務を計上。（1年以内に返済予定のない債務は、「長期リース債務」に計上。）（基準 29）

○ 総資産の部

勘定科目		内容・内訳・算出方法
総 資 産 の 部	資本金	法人に対する出資を財源とする払込資本に相当するもの。
	地方公共団体出資金	地方公共団体からの出資金。出資金には現物出資も含まれ、建物の価格を計上している。（Q87-2）
	資本剰余金	資本金及び利益剰余金以外の純資産であり、贈与資本が含まれる。資本金の損益外減価償却累計額を資本剰余金のマイナスとして計上することから、合計がマイナスになることもある。（基準 56、87、Q87-2）
	資本剰余金	地方公共団体から贈与された財産のうち美術品等の非償却資産を計上。県から贈与された美術品の金額を計上している。
	損益外減価償却累計額	法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用

		には計上せず、資本剰余金を減額する。(基準 87) 地方公共団体からの出資金である建物の減価償却費を計上している。
	利益剰余金	法人の業務に関連し発生した剰余金であって、稼得資本に相当する。(基準 19)
	当期末処分利益	当期に法人の業務に関連し発生した剰余金を計上。

## 【損益計算書】

### ○ 経常費用

勘定科目		内容・内訳・算出方法
経常費用	業務費	
	教育経費	法人の業務として学生等に対して行われる教育に要する経費を計上。入学試験経費、授業用教材及び公開講座等がその対象となる。
	研究経費	法人の業務として行われる研究に要する経費を計上する。
	教育研究支援経費	附属図書館等の特定の学部等に所属せず、法人全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設又は組織であって、学生及び教員の双方が利用するものの運営に関する経費を計上。
	受託研究費	受託研究の実施に要する経費を計上。
	受託事業費等	受託事業の実施に要する経費を計上。
	役員人件費	法人において役員に対し支払われる報酬、賞与、退職給付又はこれに類する経費を計上。
	教員人件費	法人において教員に対し支払われる給与、賞与、諸手当、退職給付又はこれに類する経費を計上。
	職員人件費	法人において役員及び教員を除く一切の者に対し支払われる給与、賞与、諸手当、退職給付又はこれに類する経費を計上。
一般管理費	法人全体の管理運営を行うために要する経費を計上。役員会等に類する経費、福利厚生に要する経費及び施設の維持・補修に係る経費等が対象となる。	

### ○ 経常収益

勘定科目		内容・内訳・算出方法
経常収益	運営費交付金収益	地方公共団体から交付された運営費交付金は、業務を実施するという責務を負うため、債務で計上していたものを、業務の進行に応じて、収益化した金額を計上。公立大学法人は、教育・研究といった客観的な測定が困難である業務を実施しているため、業務の進行(期間の進行)に応じて、収益とする。ただ、退職給付及びヘルスイノベーションスクール開設に伴う内装工事のみについて、費用の進行に応

		じて収益化している。(基準 79)
授業料収益		授業料債務のうち債務を履行した部分を収益化したもの。授業料は期間の進行をもって債務を履行したこととし、収益化する。(基準 79、注 56)
入学金収益		平成 31 年 4 月に入学した学生の入学金を計上。
検定料収益		入学検定料は、受領時には、検定を行う責務があるため、負債(前受金)に計上しておくが、検定終了後収益化する。
受託研究収益		受託研究のうち完了した部分を収益化したもの。受託研究は、発生した費用の金額で収益化を行う。(費用進行基準)
受託事業等収益		受託事業のうち完了した部分を収益化したもの。受託研究は、発生した費用の金額で収益化を行う。(費用進行基準)
寄附金収益		現金及び現物で寄附された金額を計上。現金は、花王、ファンケル及びかもめ団地栄養士派遣に係る寄附を計上。現物は、科学研究費で購入した少額備品及び他大学から受け入れた少額備品の金額を計上。
資産見返負債戻入		貸借対照表の固定負債において、資産見返負債に計上した金額のうち、減価償却をした金額を計上する。(基準 79) 減価償却し、費用計上された額と同額を収益とすることで損益が均衡する。
財務収益		
	受取利息	期中に発生した普通預金の利息額を計上。
雑益		
	財産貸付料収益	地域開放や財産貸付をした金額の収益として計上。
	手数料収益	証明書交付手数料や教員免許更新手数料の金額を計上。
	科学研究費間接経費収益	科学研究費により受領した間接経費の金額を収益として計上。
	その他雑益	上記に含まれない広告掲載料や文献複写料等の金額を収益として計上。

勘定科目	内容・内訳・算出方法	
臨時損失	災害損失等の臨時的な事象によって発生したものを計上。	
	固定資産除却損	期中に除却した図書のコピーの金額を損失として計上。
	消耗品費	県から譲渡された物品のうち、県が台帳管理していた 5 万円以上かつ 50 万円未満で貸借対照表に、計上されない物品の金額を計上。同額を臨時利益に計上し、損益均衡させる。
臨時利益	有価証券売却益等の臨時的な事象によって発生したものを計上。	
	資産見返物品受贈額戻入	期中に除却した図書は全て県から無償譲渡された図書であったため、固定資産除却損と同額を計上し、損益の均衡させる。
	物品受贈益	県から譲渡された物品のうち、県が台帳管理していた 5 万円以上かつ 50 万円未満で貸借対照表に、計上されない物品の金額を計上。
当期純利益・総利益	経常収益-経常費用で算出した金額を計上。	

## 【キャッシュフロー計算書】

- キャッシュフロー計算書は、一会計期間の資金の流れを活動別に区別して表示した計算書。(基準 44、65)
- 損益計算書の収益・費用は、発生主義に基づき計算されており、実際の資金収支の状況を把握することができない。(減価償却等は資金の移動がなくても費用や収益となるため。)そのため、法人の資金収支を示すことを目的としてキャッシュフロー計算書を作成する。
- 作成にあたっては、損益計算書に表示されている金額から固定資産の減価償却など、実際の資金の収支を伴わない取引を除外していく。

### 1 業務活動によるキャッシュフロー (基準 65、注解 43)

- 原材料、商品又はサービスの購入や人件費などの通常の業務実施に係る資金の状態を表示するもの。

### 2 投資活動によるキャッシュフロー (基準 65、注解 44)

- 法人が将来に向けた運営基盤の確立のために行う活動における資金の流れを表すもの。
- 通常の業務活動の実施の基礎となる固定資産の取得及び売却等によるキャッシュフローを記載する。

〈例〉

- ・ 利息及び配当金の受取による収入 (基準 65、注解 46)
- ・ 有形固定資産の取得による支出、売却による収入
- ・ 有価証券の取得による支出、売却による収入

### 3 財務活動によるキャッシュフロー (基準 65、注解 45)

- 法人の資金調達や返済による資金の流れを表すものであり、債権の発行・償還及び資金の借入れ・返済に係る収入・支出等を記載する。

〈例〉

- ・ 短期借入による収入
- ・ リース債務返済による支出

※ 資金期末残高は、貸借対照表の現金及び預金と一致する。

## 【利益の処分又は損失の処理に関する書類】

- 法人の当期末処分利益の処分又は当期末処理損失の処理の内容を明らかにするために作成する。(基準 45)
- 当期末処分利益の金額は、損益計算書上の当期総利益の金額と一致する。
- 法人の経営努力により生じたとされ、目的積立金として整理をするときは、「地独法 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」にその金額を記載する。
- 上記以外の額については、積立金としてその金額を記載する。
  
- 目的積立金は、中期計画に定める剰余金の使途に従って使用することができるが、積立金は、損失補填以外に使用することができず、中期計画期間終了後、設立団体に納付することになる。

## 【行政サービス実施コスト計算書】

- 法人の業務運営に関して住民が負担するコストを集約し、情報開示の徹底を図り、納税者である住民の行政サービスに対する評価・判断に資するための書類として作成する。
- 企業会計においては、全ての費用が損益計算書に計上されるが、公立大学法人では、地方公共団体から現物出資された資産の減価償却費などは費用として計上されない。（法人にとって管理不能である費用を損益計算書に計上してしまうと、適切な業績評価ができなため。）
- ただ、上記のような費用も税金等を財源として生じたコストであることには変わりがなく、法人として住民負担に帰すべきコストがどの程度生じたかを開示するために行政サービス実施コスト計算書を作成する。

### 1 業務費用

- 損益計算書上の費用から運営費交付金と国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（＝自己収入）を控除して算出する。  
（自己収入は、法人が提供するサービスの対価として利用者から受領する交換取引としての受益者負担であるため、控除する。）
- 臨時損失も業務費用に含まれる（Q&A74-1）

### 2 損益外コスト

- 特定償却資産から生じた減価償却費や財産的基礎を構成する非償却資産から生じた減損損失は、損益計算書上の費用にはならず、資本剰余金を減額するが、これらの費用相当額も住民負担であることから、「損益外減価償却相当額」「損益外減損損失相当額」として計上する。

### 3 引当外コスト

- 賞与引当金及び退職給付引当金について、運営費交付金で財源措置されている場合には、引当金を計上する必要はない（基準 17-2）。ただ、引当外となった引当金相当額の当期発生額は、損益計算書上の費用には含まれないが、住民負担であることから、計上する。
- 行政サービス実施コスト計算書においては、賞与及び退職給付引当金の増加見積額を計上する。（前期末残高と当期末残高の差）

### 4 機会費用

- 地方公共団体から法人に提供されている一定の経済的資源について、仮にそれを他の用途に充当すれば得られたであろう収益等の逸失相当分を一定の仮定をおいて計算し、その金額をコストとして計上する。
- この趣旨は、営利企業と異なり、地方公共団体から収入や支出を伴わない便益の提供を受けていることに着目し、この実態をコストに反映させることで住民負担に帰せられるコストを的確に開示することにある。

〈例〉

- ・ 地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用



減免後の使用料と減免前の使用料の差額

(大学土地使用料(横須賀市)、実践財産使用料(神奈川県))

- ・ 地方公共団体出資等の機会費用

地方公共団体が出資した金額を市場で運用したならば得られたであろう金額  
出資額に一定利率(10年国債利回り)を乗じて算出する

※ 平成31年3月末時点では、10年国債利回りが-0.095%であったため、利率はゼロで計算する。

平成27年度も利回りがマイナスとなったが、その際は、地方公共団体が合理的な判断の下、独立行政法人に出資を行った前提を踏まえれば、国債利回りがマイナスとなっている状況下では、国債による運用を行うことは合理的な判断ではないため、運用せずに現金のまま保有することになると考えられることから、ゼロを利率として算定する取扱いとしていた。

(平成28年4月1日 総務省事務連絡『「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて(留意事項)』)